

受付	種目番号	連絡先	委託担当 営繕企画課 担当者名 鈴木 桜 TEL 671-2916
----	------	-----	---

設 計 書

1 委託名 横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関するガイドライン更新業務委託

2 履行場所 横浜市、受託者事業所

3 履行期間 ■ 期間 契約締結の日から 令和8年3月27日まで
又は期限 □ 期限 年 月 日

4 契約区分 ■ 確定契約 □ 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現場説明 ■ 不要
□ 要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要 作成後10年以上経過しているガイドラインについて、木材利用促進法、市方針及び木材利用促進に関する建築基準法令等の改正を反映し、更新を行うことを目的とする。
(1) 木材利用促進法の改正内容の反映
(2) 木材利用促進に関する建築基準法令等の改正内容の反映
(3) 打合せ協議

8 部分払い

する (回以内) しない

部分払いの基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	¥	—
内訳	業務価格	¥
	消費税及び 地方消費税相 当額	¥

内訳書

名 称	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
I 直接人件費						
(1)木材利用促進法の 改正内容の反映		一式				第1号単価表
(2)木材利用促進に関する建築基準法令等の改正内容の反映		一式				第2号単価表
(3)打合せ協議		一式				第3号単価表
計						
II 諸経費						
諸経費		一式				
計						
III 技術料等経費						
技術料等経費		一式				
計						
業務価格						
消費税等相当額						
総 合 計						

第1号単価表

1式当たり

(1)木材利用促進法の改正内容の反映

名 称	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	主任技師					
	技師 (A)					
	技師 (B)					
	技師 (C)					
	技術員					
	()					
計						

第2号単価表

1式当たり

(2)木材利用促進に関する建築基準法令等の改正内容の反映

名 称	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	主任技師					
	技師 (A)					
	技師 (B)					
	技師 (C)					
	技術員					
	()					
計						

第3号単価表

1式当たり

(3)打合せ協議

名 称	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	主任技師					
	技師 (A)					
	技師 (B)					
	技師 (C)					
	技術員					
	()					
計						

横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関するガイドライン更新業務委託 仕様書

1 委託名

横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関するガイドライン更新業務委託

2 履行場所

横浜市、受託者事業所

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 技術者配置

本業務の履行期間内に、一級建築士を有する技術者を配置すること。なお、技術者は、受託者の組織に所属していること。

5 業務目的

横浜市では、平成22年5月に公布された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、平成26年3月に「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定めるとともに、この方針をより実効性のあるものとするため、利用促進に際しての課題及びその課題の解決等を検討し、具体的な利用方策についての技術的な指針となるガイドラインを平成26年4月に作成した。

令和3年6月に同法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下、木材利用促進法という。）」に改正され、対象が民間建築物を含む建築物全般に拡大された。これにより、横浜市も新たに令和4年4月に「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、市方針という。）」を改定し、引き続き公共建築物において木材利用を推進している。

本業務は、作成後10年以上経過しているガイドラインについて、木材利用促進法、市方針及び木材利用促進に関する建築基準法令等の改正を反映し、更新を行うことを目的とする。

なお、現ガイドラインは下記ウェブサイトに掲載されている。

「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関するガイドライン」

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kokyokenchiku/carbon_neutral/mokuzai/guideline.html

6 業務内容

「7 貸与資料」記載の貸与資料を参考に、以下(1)及び(2)の内容について最新情報に更新するとともに、更新する章の記載内容について、体系的かつ明確に取りまとめる。

(1) 木材利用促進法の改正内容の反映

現ガイドライン策定時以降に改正された木材利用促進法及び市方針の内容について反映するための更新を行う。

(2) 木材利用促進に関する建築基準法令等の改正内容の反映

現ガイドライン策定時以降に改正された木材利用促進に関する建築基準法令等の内容について反映するための更新を行う。また、木造において、アの項目の条件により、イの耐火要件がどのように変わることかをまとめること。

ア 建築物の用途、床面積、階数及び防火指定の有無 等

イ 耐火建築物、火炎時倒壊防止建築物、危害防止建築物、避難時倒壊防止建築物、延焼防

止建築物、準耐火建築物 等

なお、イにおいて法律上の用語ではないものは下記のとおりとします。

本仕様書上の表現	参考告示
火炎時倒壊防止建築物（建築基準法 21・27 条関連）	令和元年国土交通省告示第 193 号
周辺危害防止建築物（建築基準法第 21 条関連）	令和 6 年国土交通省告示第 284 号
避難時倒壊防止建築物（建築基準法第 27 条関連）	平成 27 年国土交通省告示第 255 号
延焼防止建築物（建築基準法第 61 条関連）	令和元年国土交通省告示第 194 号

（3）打合せ協議

必要に応じて適宜、打合せ協議を行う。議事録は現場責任者の責において作成し、委託者に提出すること。

7 貸与資料

「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関するガイドライン更新その他業務委託報告書」（令和 2 年度）を貸与するものとする。

8 関係法令及びガイドライン等

本業務委託履行に際し、以下の関係法令及びガイドライン等を参考にすること。

- （1）地球温暖化対策の推進に関する法律
- （2）横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例
- （3）脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- （4）横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針
- （5）横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関するガイドライン
- （6）建築基準法
- （7）建築基準法施行令
- （8）建築基準法施行規則

9 スケジュール

府内調整等のため、令和 8 年 1 月末までに素案のとりまとめを行うこと。

10 成果物の提出

（1）を（2）で指定する形式で提出すること。

（1）成果物

ア 横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関するガイドライン
本業務委託で更新したものとする。

イ 委託報告書

（2）提出形式

ア 紙媒体 A4 判 3 部

イ 電子データを保存した CD-R 2 部

電子データの保存形式はワード、エクセル、PDF 等により、ウイルスチェックを行うこと。ガイドライン作成に使用した写真等の各データについても提出を行うこと。ガイドラインについては、ワードと PDF のそれぞれの形式で提出を行うこと。

11 検査

成果物の提出に当たっては、係員の検査を受けなければならない。

12 その他

（1）詳細については、委託者と協議し、作業すること。本委託業務に当たり、疑義が生じた場

合は、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。

- (2) 本業務は、「横浜市契約規則」及び「委託契約約款」に基づき行うこと。
- (3) 受託者は、委託者が提供する記録媒体、用紙及び電子データ等を、本業務終了後、直ちに返却又は破棄し、その旨を委託者に対し書面にて報告すること。
- (4) 本業務の実施により得られた成果物及び情報等については委託者に帰属する。
- (5) 受託者は、委託業務実施に当たり、万一第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに委託者に報告するとともに、誠意をもって事後処理に当たらなければならない。

13 提出先

横浜市建築局公共建築部営繕企画課

TEL 045-671-2916

FAX 045-664-5477